

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 通所サービス係

「平成18年度精神障害者社会復帰施設等に係る運営費の国庫補助協議について」
に関するQ&A

標記について、ご照会の多かったものについて、次のとおり回答いたします。

問 「平成18年度精神障害者社会復帰施設等に係る運営費の国庫補助協議について」
(障障発第0616001号障害福祉課長通知)の下半期所要額の算定における「新体系への移行後の残存率(75%)」の考え方や如何

(答)

- 1 障害者自立支援法に基づく事業・施設体系の見直しに伴い、精神障害者社会復帰施設等の現行施設については、本年10月以降、新たな事業体系へ移行していただく必要があり、一部を除き平成23年度末までの経過措置を設け、その期間内に移行していただくこととしております。
- 2 しかしながら、障害福祉サービスの提供体制を確立していくためには、できるだけ早期に新たな事業体系に移行していただくことが必要であると考えており、本年度においては、現行施設の25%について新たな事業体系へ移行するものと見込んでいるところであります。
- 3 このため、運営費の国庫補助所要額内示にあたっては、本年度中に新たな事業体系へ移行しない既存の施設の運営に要する国庫補助の所要額を 全体で75%と見込んでいるものであります。
- 4 各自治体におかれましては、
 - ① 新たな事業体系における所要の財源については、義務的経費として確保していること。
 - ② 新たな事業体系における基準については、現行施設の移行が円滑に進むよう、一定の規制緩和や経過措置を設けていること。などを踏まえ、現行施設から新たな事業体系への移行促進が図られますよう、よろしくお願いいたします。